

## 実施方針に係る質問に対する回答書

令和5年2月10日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の実施方針に係る質問について、次のとおり回答します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問等	回答
1	実施方針	1	第1			用語の定義No.12	管内企業とは、鈴鹿市内に本店または本社を有する企業を指し、営業所を有してもその対象にならないと考えてよろしいでしょうか。	市内に本店、支店およびそれに準じる事業所（該当業務を請け負うことが可能な営業所等）を設けている企業です。
2	実施方針	1	第1			用語の定義	No.12 管内企業 「本市管内に本店等を有する・・・」とありますが、等が示す範囲について想定がありましたらご教示願います。	No.1に記載のとおりです。
3	実施方針	1	第1	12		用語の定義	「管内企業」の定義において、「本店等」とありますが支店や営業所を含むと考えてよろしいでしょうか。	No.1に記載のとおりです。
4	実施方針	1	第1	12	-	管内企業	本店等には、事業所（許認可登録を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている事業所）も含まれるのでしょうか。	No.1に記載のとおりです。
5	実施方針	1	第1	19	-	協力企業	協力企業の定義として、設計・建設業務のうち一部を請負又は受託することを予定している者と記載されていますが、運営・維持管理業務及び解体業務の下請企業等は協力企業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	解体業務の一部を請け負うことを予定している者も協力企業に含まれます。
6	実施方針	1	第1			用語の定義	No.19 協力企業には、設計・建設業務だけでなく、運営事業者、解体事業者の業務の一部を請負、受託することを予定するものも含まれると理解してよろしいでしょうか。 10頁の3「入札参加資格者の備えるべき参加資格要件」(1)ア「入札参加者の構成等」では、運営事業者、解体事業者も含めた「業務」の一部を請負又は委託する予定の企業を協力企業とすることが明記されているため確認させていただくものです。	No.5に記載のとおりです。
7	実施方針	1,2	第1	6,11,22		運営事業者 解体事業者 建設事業者	各事業者の定義についてそれぞれ、「運営・維持管理業務を担当する者」「既存施設の解体業務を担当する者」「設計・建設業務を担当する者」とありますが、それぞれ構成員のみが含まれ、協力企業は含んでいないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針	2	第1	23		構成員	「構成企業のうち、建設事業者、解体事業者、運営事業者をいう。」とありますが、「構成企業のうち、特別目的会社（運営事業者）に出資するもの」と読み替えて理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	実施方針	2	第1			用語の定義 No.40	「本市管内」とは、三重県鈴鹿建設事務所管内という理解で宜しいでしょうか。範囲を具体的にお示しください。	市内に本店、支店およびそれに準じる事業所（該当業務を請け負うことが可能な営業所等）を設けている企業です。
10	実施方針	3	第1			用語の定義	No.48 SPCについて、落札者の全ての構成員が株主として出資する株式会社と規定されていますが、構成員のうちSPCに出資しない存在は認めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	実施方針	4	第2	1(6)	ア	事業方式	本事業の既存施設の解体業務の全ては、循環型社会形成推進交付金の対象外事業である、という理解で宜しいでしょうか。あるいは部分的に対象事業になるのでしょうか。	既存施設の解体業務は全て循環型社会形成推進交付金の対象外を想定しています。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問等	回答
12	実施方針	4	第2	1	(6)ア	事業方式	「本市は本件施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。」とあり、「ウ 事業期間」には運営・維持管理期間は15年間とあります。これは、運営・維持管理期間終了時の引渡条件を示すものでしょうか。また、運営・維持管理期間終了後の竣工16年目以降において、修繕・更新の必要が生じた場合の費用負担の当事者は誰になるのかご教示願います。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
13	実施方針	4	第2	1	(6)イ	契約の形態	落札者の代表企業は特定事業契約内の各契約に関して代表企業として参加する必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は入札公告時に入札説明書等で公表します。
14	実施方針	4	第2	1	(6)イ	契約の形態	基本契約は、鈴鹿市と落札者及び運営事業者（SPC）と連名での契約を想定されておりますでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は入札公告時に入札説明書等で公表します。
15	実施方針	5	第2	1	(6)イ	契約の形態	特定事業契約を構成する4つの契約の締結はすべて同日に締結されるということでしょうか。	お見込みのとおりです。落札者決定後の協議によります。
16	実施方針	5	第2	1	(6)ウ	事業期間	特定事業契約締結日とは、具体的には、基本契約締結日という理解でよろしいでしょうか。	特定事業契約を構成する4つの契約の締結日です。
17	実施方針	5	第2	1	(6)ウ	事業期間	設計・建設期間に記載の特定事業契約締結日とは、具体的には、建設工事請負契約締結日という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	実施方針	5	第2	1	(6)エ	事業スケジュール（予定）	本件事業に関する予算について公表時期および方法についてご予定がありましたらご教授願います。	予定価格については、入札公告時に入札説明書等で公表します。
19	実施方針	5	第2	1	(6)オ	本件事業の対象となる業務範囲	(イ)について、「沈砂等は本市が指示する施設まで運搬を行うものとする」とあります。一方、次頁力(ク)では、「本市は、本件施設を運転することにより発生したし渣の搬出及び、場外搬出後のし渣・沈砂等の処理を行う」とあります。確認ですが、沈砂及びし渣の搬出（＝運搬）及び場外搬出後の処分においては、沈砂搬出（＝沈砂運搬）のみが事業者範囲と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	実施方針	6	第2	1	(6)オ	(イ)運営・維持管理業務 a	「その他関連業務等」について、貴市の想定されている内容をご教示願います。	見学者対応、近隣対応、清掃、警備、防災防火対応等。詳細は入札公告時の入札説明書等で公表します。
21	実施方針	6	第2	1	(6)オ	(イ)運営・維持管理業務 b	運営事業者による運搬は沈砂のみと理解してよろしいでしょうか。	No. 19に記載のとおりです。
22	実施方針	6	第2	1	(6)オ	(イ)運営・維持管理業務 b	沈砂の運搬先をご教示願います。	鈴鹿市不燃物リサイクルセンターを想定しています。詳細は入札公告時の入札説明書等で公表します。
23	実施方針	6	第2	1	(6)カ	(イ)生活環境影響調査の実施	「鈴鹿市クリーンセンター生活環境影響調査書」の公表予定時期をご教示ください。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
24	実施方針	6	第2	1	(6)カ	本市が実施する業務範囲	(イ)について「鈴鹿市クリーンセンター生活環境影響調査書（調査中）」は、どのように確認すればよろしいでしょうか。	No. 23に記載のとおりです。
25	実施方針	6	第2	1	(6)カ	(ク)残渣物の管理業務 b	沈砂の処分費は、貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	実施方針	6	第2	1	(6)カ	本市が実施する業務範囲	(ク)残渣物の管理業務及び(ケ)資源物の管理業務において沈砂は貯留設備からの排出、し渣及び脱水汚泥の資源物は貯留ホッパからの排出までは事業者が行い、搬出車両の確保、車両による場外搬出ならびに処理、処分は貴市にて行われると理解してよろしいでしょうか。	業務所掌範囲については、No. 19に記載のとおりです。沈砂運搬車両の確保は事業者の所掌となります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問等	回答
27	実施方針	6	第2	1	(6)カ	(ケ)資源物の管理業務	助燃剤の運搬先をご教示願います。	鈴鹿市清掃センターを想定しています。詳細は入札公告時の入札説明書等で公表します。
28	実施方針	6	第2	1	(6)カ	(コ)既存施設の廃棄物処分業務等の実施	「既存施設の水槽清掃(汚泥引抜のみ)」とありますが、引き抜いた汚泥の処理について具体的な計画があればご教示願います。また、汚泥引抜き時に同時作業が想定される槽内洗浄の洗浄水の処理も貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	引き抜いた汚泥の処理は市の所掌、洗浄水の処理は事業者の所掌となります。
29	実施方針	6	第2	1	(6)カ	本市が実施する業務範囲	(コ)について、「本市は、既存施設の解体工事着手前に既存施設の水槽清掃(汚泥引抜のみ)～を行う」とあります。汚泥引抜後の作業(引抜汚泥の運搬、処分及び水槽の洗浄等)も貴市の業務範囲との理解で宜しいでしょうか。	No.28に記載のとおりです。
30	実施方針	6	第2	1	(6)カ	(コ)既存施設の廃棄物処分業務等の実施	「解体工事着手前に」とありますが、令和9年3月末まで(建設工事期間)に実施していただくと考えてよろしいでしょうか。また、水槽も清掃完了で、空の状態(残渣物もなく)で解体工事を令和9年4月から工事着手できると考えてよろしいでしょうか。	清掃の完了時期は事業者による新施設の試運転・稼働時期・搬入状況に左右されるため、事業者との協議とします。
31	実施方針	7	第2	1	(6)カ	(コ)既存施設の廃棄物処分業務等の実施	「一般廃棄物の処分は可能な範囲で行う。」とありますが、既存施設撤去の際に処分が不可能であった一般廃棄物が残る場合があるということでしょうか。また、残る一般廃棄物の物量は提示があるものと考えてよろしいでしょうか。	一般廃棄物の処分実施後に実施箇所として示す予定です。
32	実施方針	7	第2	1	(6)キ	事業者の収入(本市からの支払分)	(イ)について物価変動に基づき年1回見直しのために確認を行い、必要に応じて改訂を行うと規定されていますが、詳細は、運転・維持管理業務委託契約書案で公表されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は入札公告時に入札説明書等で公表します。
33	実施方針	9	第3	2	(2)	入札手続きウ	入札公告及び入札説明書等を公表される際に、設計・建設業務、運営・維持管理業務、解体業務それぞれの予定価格も公表されるのでしょうか。	予定価格の構成を含めて、入札公告及び入札説明書等で公表します。
34	実施方針	10	第3	3	(1)	入札参加者の構成等	本事業への入札参加にあたり、代表企業と構成企業とで異業種共同企業体を構成することが想定されますが、共同企業体の甲型、乙型は入札参加者の任意で選択できると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
35	実施方針	10	第3	3	(1)	入札参加者の構成等ア	「業務の一部を請負又は受託することを予定している企業(以下、「協力企業」とありますが、一次下請及び二次下請を予定している企業とということでしょうか。	受注者の裁量とします。
36	実施方針	10	第3	3	(1)	入札参加者の構成等ア	「建設事業者と運営事業者、解体事業者(以下、「構成員」という。)」とありますが、「特別目的会社(運営事業者)に出資するもの(以下、「構成員」という。)」と読み替えて理解してよろしいでしょうか。	No.8に記載のとおりです。
37	実施方針	10	第3	3	(1)	入札参加者の構成等ウ	「ウ.設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。」「エ.解体業務において、本市と解体業務請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。」とありますが、ここに協力企業は含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	実施方針	10	第3	3	(1)	入札参加者の構成等ク	「入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。」とありますが、落札決定以降に他の入札参加者の構成企業に見積依頼・発注等を行うことは可能でしょうか。	実施方針 P.10 第3 3(1)クに記載のとおりとします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問等	回答
39	実施方針	11	第3	3	(2)	各業務を行う者の要件	ア および イ の監視技術者の配置について配置する人員は兼務で1名でも認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、認められる場合は、清掃施設工事の監視技術者資格を持つ技術者の配置でよろしいでしょうか。	兼務可能です。 ただし、建設工事および清掃施設工事の監視技術者に必要な資格を有していることが要件です。
40	実施方針	11	第3	3	(2)	各業務を行う者の要件	ア(ウ)及びイ(イ)に関して、国交省発行の監視技術者制度運用マニュアルでは、発注者との協議により認められた場合は、監視技術者の途中交代が可能とあります。本建設工事は設計・工場製作期間を含む工事であるため監視技術者の途中交代は可能と考えてよろしいでしょうか。途中交代可能な場合、設計・工場製作期間と現場工事期間で2名の監視技術者を配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	監視技術者の途中交代は、実施設計及び製作期間と現場工事期間において、現地専任期間を明確に区分できる場合、設計及び工場政策のみを行っており、現場施工が行われていないときに限り、可とします。 ただし、交代の時期は工程上一定の区切り（交代する期間が書面により明確になっている）と認められる時点とするほか、交代前後における監視技術者等の技術力を同等以上に確保することなどの措置により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと鈴鹿市が認めた場合のみ交代が可能です。 なお、配置予定技術者の申請は実施設計及び製作期間と現場工事期間の2名を申請してください。
41	実施方針	11	第3	3	(2)	各業務を行う者の要件	ア(ウ)及びイ(イ)に関して、配置する技術者について、契約の当初より製作期間（非専任）と工事期間（専任）に分けて、それぞれ異なる技術者を配置可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 40に記載のとおりです。
42	実施方針	11	第3	3	(2)	各業務を行う者の要件イ（イ）	本施設プラント設備の設計・建設を行う者の要件において、配置する監視技術者は、設計・工場製作期間と現地工事期間に分けてそれぞれ異なる技術者を配置することは可能でしょうか。	No. 40に記載のとおりです。
43	実施方針	11	第3	3	(2)	各業務を行う者の要件	イ（イ）で求められる工事経験は、現場代理人および担当技術者での経験も認めて頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	コリンズ等、書面で確認できる場合のみ可能とします。
44	実施方針	11	第3	3	(2)	イ本施設プラント設備の設計・建設を行う者の要件(工)	「処理能力 50 kL/日以上の汚泥再生処理センター建設工事または尿処理施設（新設・更新）（処理方式 浄化槽汚泥対応型 脱窒素 処理方式 資源化方式：助燃剤化方式）」と記載されていますが、処理方式に関わらず、処理能力50kL/日以上の汚泥再生処理センターで、受注実績を有していれば宜しいでしょうか。	処理方式：浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式、資源化方式：助燃剤化方式の処理能力：50kL/日以上の施設を指します。
45	実施方針	12	第3	3	(2)	ウ本施設運営・維持管理を行う者の要件(ア)	「処理能力 50 kL/日以上の汚泥再生処理センターまたは尿処理施設（処理方式：浄化槽汚泥対応型 脱窒素 処理方式 資源化方式：助燃剤化方式）」と記載されていますが、処理方式に関わらず、処理能力50kL/日以上の汚泥再生処理センターで、2年以上の運転管理業務実績を有していれば宜しいでしょうか。	No. 44に記載のとおりです。
46	実施方針	12	第3	3	(2)	各業務を行う者の要件ウ（イ）	本施設の運営・維持管理を行う者の要件において、配置する現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者は、現場総括責任者の経験を有していれば経験年数は問われないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、継続して安定的な運転が可能のように配慮願います。
47	実施方針	12	第3	3	(2)	エ 既存施設の解体工事を行う者の要件	「複数の者で行う場合は、当該構成員全体でその要件を満たすこと」と記載されていますが、構成員が建設業許可業種(解体工事)を登録している場合、代表企業がその登録が無くとも、(基本契約に基づく)解体工事請負契約は可能でしょうか。	既存施設の解体工事を行う者の要件は、建築工事一式の許可を受けていることです。 詳細は入札公告時に入札説明書等で公表します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問等	回答
48	実施方針	12	第3	3	(2)	エ 既存施設の解体工事を行う者の要件	法人として建設業許可業種(解体工事)の資格を有していれば、その登録をしていない支店との(基本契約に基づく)解体工事請負契約は可能でしょうか。	既存施設の解体工事を行う者の要件は、建築工一式の許可を受けていることです。
49	実施方針	12	第3	3	(2)	エ 既存施設の解体工事を行う者の要件(イ)配置技術者	クリーンセンター建設工事期間中に、既存施設の解体工事に着手する計画です。建設工事に配置する監理技術者(清掃施設)を解体工事に引き続き専任配置することは認められますか。	クリーンセンター建設工事期間中に、解体工事に配置する監理技術者と建設工事に配置する監理技術者を兼ねる事は不可とします。
50	実施方針	12	第3	3	(2)	各業務を行う者の要件	エ 既存施設の解体工事を行う者の要件(イ)専任で配置する監理技術者の資格は建築工事の監理技術者証を所持した者でよろしいでしょうか。	No. 49に記載のとおりです。
51	実施方針	14	第3	3	(5)	地元企業の活用及び雇用等への配慮	「地元雇用」について、定義は業務開始時点で市内在住者であることとの解釈で宜しいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
52	実施方針	14	第3	3	(6) イ	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないと規定されていますが、出資者に関して構成員の一部とすることは認められないのでしょうか。	No. 10に記載のとおりです。
53	実施方針	17	第5	1	(2)	整備対象面積	整備対象面積「32,341.65㎡」は施工範囲面積同一と考えてよろしいでしょうか。	同一ではありません。詳細は入札公告時の入札説明書等で公表します。
54	実施方針	17	第5	2	(1)	施設規模	施設規模として内訳と共に提示されていますが、計画処理量と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	実施方針	17	第5	2	(1)	施設規模	運営・維持管理期間の15年間分の処理量の変動予測について具体的にご教示願います。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
56	実施方針	18	第7	3		当事者の責めに帰すことの出来ない事由により事業の継続が困難となった場合	事業継続の可否について、一定の期間内に協議が整わないときは、相手方への書面通知で契約を解除できる旨が規定されていますが、この「一定期間」については、今後の入札公告時点で具体的な期間が公表されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	実施方針	22	別紙1			本件事業のスキーム(例)	運営事業者の資本金の設定に関しては任意の金額でよろしいでしょうか。また、代表企業の出資割合は50%を超えること記載がありますが、その他の構成員の出資比率は任意でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	実施方針	22	別紙1			本件事業のスキーム(例)	運営・維持業務委託契約はSPCとの締結とありますが、SPCから維持管理業務の実務に関しては、運営・維持管理企業に再委託を行うものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に入札説明書等で公表します。
59	実施方針	22	別紙1			構成員	本スキームに記載される構成員について、「プラント設計・建設企業」「建築物設計企業」「建築物建設企業」「解体企業」「運営・維持管理企業」とはそれぞれ、第3 3 (2)各業務を行う者の要件に記載のある「本件施設の建築物の設計・建設を行う者」「本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者」「既存施設の解体工事を行う者」「本件施設の運営・維持管理を行う者」のうち、それぞれ全ての構成員を指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、本スキーム図はあくまでも、考えられる一例を示したものである旨、ご理解ください。
60	実施方針	22	別紙1			協力企業	本スキームに記載される協力企業について、「設計企業」「建設企業」とはそれぞれ、第3 3 (2)各業務を行う者の要件に記載のある「本件施設の建築物の設計・建設を行う者」「本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者」のうち、それぞれ全ての協力企業を指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、本スキーム図はあくまでも、考えられる一例を示したものである旨、ご理解ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問等	回答
61	実施方針	22	別紙1			解体事業者	本スキームに記載される解体事業者については、第3 3 (2)各業務を行う者の要件には、「既設の解体工事を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を単独の者で行う場合は次の要件をすべて満たす構成員とすること。」とありますが、本スキームの協力企業において「解体企業」の記載がありません。本スキームの「解体事業者」に記載されている「解体企業」が、第3 3 (2)各業務を行う者の要件に記載のある「既存施設の解体工事を行う者」のうち、全ての構成員を指すと理解した場合、解体工事を行う者に協力企業も含まれる場合は、本スキームの「協力企業」にも「解体企業」は含まれることとなり、当該企業は運営事業者への出資の必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	SPCへの出資については、実施方針 P.14 第3 3 (6)運営事業者の設立に関する要件に記載のとおりです。なお、本スキーム図はあくまでも、考えられる一例を示したものである旨、ご理解ください。
62	実施方針	22	別紙1			事業スキーム(例)	構成員のうち、解体事業者の協力企業が含まれていません。あくまで例図ですが、解体事業において協力企業への請負又は受託は想定されていないのでしょうか。	No.5に記載のとおりです。なお、本スキーム図はあくまでも、考えられる一例を示したものである旨、ご理解ください。
63	実施方針	23	別紙2 リスク分 担表(案)			許認可遅延リスク	受注後の協議により追加必要となった許認可による遅延は、「法令等の変更リスク 本件事業に直接関係する法令等の変更等」に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	該当しません。
64	実施方針	23	別紙2	リスク分 担表(案)		共通 不可抗力リスク	注3) で一定程度までは事業者が負担し、それ以上は貴市が負担する旨が規定されていますが、「一定程度」とは契約書案等で公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	実施方針	23	別紙2 リスク分 担表(案)			測量・地質調査リスク	事業者が実施した地質調査により、本市が実施した地質調査と乖離があり、基礎等の変更が発生する場合は、「本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの」に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	本市が想定している建築予定地での想定深さの範囲については、ご理解の通りです。本市が想定していない事業者提案による調査については、事業者のリスク負担となります。
66	実施方針	24	別紙2	リスク分 担表(案)		建設段階 性能リスク	「不適合」に関する性能リスクについて、いつまでその責任を負うかについては、今後の建設請負工事契約書案で公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	実施方針	24	別紙2 リスク分 担表(案)			受入廃棄物の質の 変動リスク	「受入廃棄物の質の変動リスク」について、事業者のリスク分担に「△」が付されていますが、どのような状況で事業者負担となるとお考えでしょうか。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
68	実施方針	24	別紙2 リスク分 担表(案)			受入廃棄物の量の 変動リスク	「受入廃棄物の量の変動リスク」について、事業者のリスク分担に「△」が付されていますが、「受入廃棄物の量の変動による費用上昇等」は本来事業者のリスクではないと考えますが、どのような状況で事業者負担となるとお考えでしょうか。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
69	実施方針	24	別紙2	リスク分 担表(案)		運営段階 受入廃棄物の量の 変動リスク	注4) 固定料金と変動料金のそれぞれに該当する費目については、事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
70	実施方針	24	別紙2	リスク分 担表(案)		運営段階 性能リスク	「不適合」に関する性能リスクについて、いつまでその責任を負うかについては、今後の運転・維持管理業務委託契約書案で公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	実施方針	24	別紙2	リスク分 担表(案)		運営段階 施設契約不適合リ スク	「契約不適合」責任を負う期間については、今後の運転・維持管理業務委託契約書案で公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	実施方針	24	別紙2	リスク分 担表(案)		運営段階 施設契約不適合リ スク	契約不適合リスクとして、本件施設の経年劣化等による不具合等は契約不適合責任に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠っていないと判断される場合には、お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問等	回答
73	実施方針	24	別紙2	リスク分 担表(案)		運営段階 施設の性能確保リ スク	「不適合」に関する性能確保リスクについて、その責任を負うべき期間については、今後の運転・維持管理業務委託契約書案で公表されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	実施方針	24	別紙2 リスク分 担表(案)			労働者の労働災害 含リスク	本リスクについては、ダイオキシン、アスベストに対する対策検討を行うことが出来る資料の提示があるものと考えてよろしいでしょうか。また、資料の内容との相違により、発生するリスクについては、該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
75	実施方針	24	別紙2	注2)	-	-	物価変動リスクにおいての一定程度の変動は、入札公告時に具体的な指標が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	実施方針	24	別紙2 リスク分 担表(案)			物価変動リスク 注2)	「一定程度までの変動は事業者が負担」について、負担割合を具体的に教示願います。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
77	実施方針	24	別紙2 リスク分 担表(案)			不可抗力リスク 注3)	「一定程度までは事業者が負担」について、負担割合を具体的に教示願います。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
78	実施方針	24	別紙2	注3)	-	-	不可抗力リスクにおいての一定程度までの事業者負担は、入札公告時に具体的な指標が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 77に記載のとおりです。
79	実施方針	24	別紙2 リスク分 担表(案)			受入廃棄物の量の 変動リスク 注4)	「固定料金及び変動料金の2料金制を採用する」と記載がありますが、具体的に教示願います。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
80	実施方針	25	別紙2 リスク分 担表(案)			受入廃棄物の量の 変動リスク 注4)	「計画処理量に対して著しい変動があった場合」について、協議対象となる変動について具体的に教示願います。	入札公告時の入札説明書等で公表します。
81	その他						事業提案をするにあたり、ドローンによる空撮を実施することは可能でしょうか。また実施可能な場合は入札公告前に実施してもよろしいでしょうか。	実施可能とします。 ただし、事前に実施内容、関係法令を満たしていることが確認できる書類を提出し、本市より許可を得ることとします。

## 実施方針に係る意見

令和5年2月10日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の実施方針に係る意見について、次のとおり公表します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	意見等
1	実施方針	3 14	第1 第3	3(6)	イ	用語の定義 No.48  運営事業者設立要件	運営事業者（SPC）は、運営・維持管理業務の実施のみを目的とされています。一方でSPCへの出資は落札者全員による、とありますが、この目的を鑑みてSPCへの出資は運営・維持管理企業のみ、または運営・維持管理企業を含む任意の構成員とされることを要望します。
2	実施方針	7	第2	1	(6) キ	事業者の収入(本市からの支払分)	(イ)に関し、正確な変動料金を算出するため公告資料には15年間（令和9年度から令和23年度）の年間搬入量を提示していただきますようお願いいたします。
3	実施方針	7	第2	1	(6)	キ. 事業者の収入	「固定料金、変動料金」を適正に算定するにあたり、事業期間中における各年度の計画処理量（し尿、浄化槽汚泥、農集排汚泥の其々）について入札公告時にお示しいただきますようお願いいたします。
4	実施方針	8	第3	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	落札者の決定及び公表が令和5年11月に実施され、12月頃に運営事業者の設立となっており、SPC設立のための期間が1ヶ月程度と短くなっているため、運営事業者の設立は仮契約締結の令和6年2月上旬までとさせていただきますようお願いいたします。 ※SPC設立は通常2か月程度想定しております。
5	実施方針	10	第3	3(1)	ア ク	入札参加者の構成等	参加表明時に構成員及び協力企業ともに企業名を表明する、とあります。本方針は、協力企業について鈴鹿市管内を含む近隣の企業の採用努力において、特定の企業に対して、着手・完了共に近くない将来において、長期間に亘り協力企業及びその技術者を拘束する条件であると感じます。参加表明時の企業名の表明は、構成員までに留め、協力企業の選定については各事業者ならびに協力企業の任意とされることを要望します。
6	実施方針	10	第3	3(1)	ア ク	入札参加者の構成等	参加表明時に予定企業名を表明した構成員及び協力企業ともに、他の入札参加者の構成企業となることは認めない、とあります。本方針は、構成員に対しては一般的な条件であるのに対し、協力企業については、鈴鹿市管内を含む近隣の企業の採用努力を促進される点において、地域企業の自由な競争参加の機会を制限しかねない条件であると感じます。参加表明時の企業名の表明は、構成員までに留め、協力企業の選定については各事業者ならびに協力企業の任意とされることを要望します。



No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	意見等
7	実施方針	14	第3	3	(6)	運営事業者の設立に関する要件イ	運営事業者への出資は落札者の構成員全員ではなく、構成員の一部としていただけないでしょうか。また、運営・維持管理業務に携わる協力企業の出資も認めていただけないでしょうか。
8	実施方針	14	第3	3	(6)	運営事業者の設立に関する要件	イ「運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるもの」とありますが「出資は落札者の任意の構成員」に変更を要望します。
9	実施方針	14	第3	4	(5)	著作権	提出書類に含まれる著作物の著作権について、貴市は無償で使用できるものとする規定されていますが、著作権が入札参加者に帰属することに鑑みて、使用の際には事前に入札参加者の許諾を得ていただけないでしょうか。
10	実施方針	23	別紙2	リスク分担表(案)		共通 近隣対応リスク	本件施設設置そのもの以外の住民反対運動等は事業者が負担することになっていますが、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、貴市の負担としていただけないでしょうか。
11	実施方針	23	別紙2	リスク分担表(案)		近隣対応リスク	事業者が負担するリスクは、事業者に責があるもののみにしていただきますようお願いいたします。
12	実施方針	23	別紙2	リスク分担表(案)		第三者賠償リスク	事業者が負担するリスクは、事業者に責があるもののみにしていただきますようお願いいたします。
13	実施方針	23	別紙2	リスク分担表(案)		共通 物価変動リスク	昨今の経済情勢から人件費、諸資材等の価格高騰が顕著にみられております。つきましては入札公告での要求水準書ならびに落札後の契約書内容に物価変動リスクに充分なご配慮を戴きますようお願いいたします。とくに解体工事につきましては契約後着工まで3か年を経過しますため特段のご配慮をお願いします。
14	実施方針	23	別紙2	注2)	-	-	賃金及び物価変動の基準日を設定されると思いますが、入札書提出から特定事業契約締結までの期間に物価が大きく変動する可能性があるため、基準日を入札書提出日に設定していただけないでしょうか。
15	実施方針	23	別紙2	リスク分担表(案)		事故の発生リスク	事業者が負担するリスクは、事業者に責があるもののみにしていただきますようお願いいたします。
16	実施方針	24	別紙2	リスク分担表(案)		受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等について、事業者が従分担となっていますが、質の変動は事業者でコントロールできるものではないため、市様にてご負担いただきますようお願いいたします。

N o	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	意見等
17	実施方針	24	別紙2 リスク 分担表 (案)			物価変動リスク 注2)	「物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担」とありますが、一定程度とは、昨今の廃棄物処理施設DBO案件などのアローワンスの事例を鑑み、プラスマイナス1%程度の範囲としていただきますようお願いいたします。
18	実施方針	24	別紙2 リスク 分担表 (案)			不可抗力リスク 注3)	「不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担」とありますが、一定程度は、昨今の廃棄物処理施設DBO案件などの事例を鑑み、建設工事では請負代金額の100分の1を超える額について、運營業務では1事業年度中に事業者が発生した増加費用または損害の100分の1を超える額について、それぞれ市様にて負担いただきますようお願いいたします。
19	実施方針	25	別紙2 リスク 分担表 (案)			受入廃棄物の量 の変動リスク 注4)	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等について、「計画処理量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。」とありますが、量の変動は事業者でコントロールできるものではないため、市様にてご負担いただきますようお願い致します。 事業者を従分担とする場合は、「著しい変動」の具体的な範囲を明記いただきますようお願いいたします。